

薬生食監発 0623 第 2 号
令和 5 年 6 月 23 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品健康影響評価に係る諮問内容等について (回答)

令和 3 年 2 月 15 日付け府食第 70 号にて照会があり、令和 3 年 2 月 26 日付け薬生食監発 0226 第 7 号にて回答した件について、今般、国際獣疫事務局 (OIE、通称名 WOH) の 5 月総会において BSE に関する国際基準の改正内容が採択され、国際獣疫事務局により認定されている「無視できるリスク国」に対しては、最も BSE 感染性が高い物品 (SRM) の規定の適用がないことが確定しました。

そのため、平成 27 年 12 月 18 日付け厚生労働省発生食 1218 第 1 号による諮問の趣旨、背景及び諮問内容への影響はないと判断しましたので回答いたします。